

司法試験委員会会議（第 152 回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和元年 10 月 9 日（水） 14 : 15 ~ 15 : 15

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）神田秀樹
（委員）大沢陽一郎, 大場亮太郎, 高橋美保, 長谷部由起子, 春名一典, 村田渉（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
濱克彦人事課長, 大久保仁視試験管理官（幹事兼任）, 阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 令和元年司法試験予備試験論文式試験合格者の決定について（協議）
- (2) 令和元年司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告・協議）
- (3) 令和 2 年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (4) 司法試験考査委員候補者選定等部会委員の選任について（協議）
- (5) 令和 2 年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (6) 令和元年 9 月 11 日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
- (7) 令和元年司法試験の結果について（報告）
- (8) その他（報告）
- (9) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料 1 令和元年～平成 18 年司法試験受験状況
- 資料 2 令和元年司法試験受験状況（修了年別合格者一覧）
- 資料 3 令和元年司法試験法科大学院等別合格者数等
- 資料 4 令和元年司法試験法科大学院等別受験者数・合格者数調（平成 26 年度～30 年度修了者・予備試験合格者）
- 資料 5 令和元年司法試験結果：法科大学院等別受験者数・合格者数調（平成 26 年度～30 年度修了者・予備試験合格者，合格率順）
- 資料 6 令和元年司法試験結果：法科大学院等別受験者数・合格者数調（平成 26 年度～30 年度修了者，既修・未修別）
- 資料 7 司法試験最終合格者数における法学部系・非法学部系の別
- 資料 8 令和元年司法試験総合点別人員調（予備試験合格者，合格率が全体の合格率以上の法科大学院 12 校の受験者，同半分以下の法科大学院 43 校の受験者）
- 資料 9 令和元年司法試験総合点別人員調（既修・未修別）
- 資料 10 受験回数別平均点（平成 27 年～令和元年）
- 資料 11 令和元年司法試験予備試験考査委員名簿

- 資料12 令和元年司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿
- 資料13 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿
- 資料14 司法試験考査委員候補者選定等部会委員名簿
- 資料15 令和2年司法試験の施行（官報掲載案）
- 資料16 令和2年司法試験予備試験の施行（官報掲載案）
- 資料17 令和元年9月11日付け札幌弁護士会会長名の「司法試験合格者数を直ちに減員することを求める会長声明」
- 資料18 令和元年9月19日付け仙台弁護士会会長名の「司法試験合格者数のさらなる減員を求める会長声明」
- 資料19 令和元年9月24日付け埼玉弁護士会会長名の「令和元年度司法試験合格者発表を受けての会長談話」

6 議事等

- (1) 令和元年司法試験予備試験論文式試験合格者の決定について（協議）
 - 令和元年司法試験予備試験論文式試験について、司法試験予備試験考査委員会議の判定に基づき、総合点230点以上の494人を合格者とすることが決定された。

- (2) 令和元年司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告・協議）
 - 委員長から、令和元年司法試験予備試験考査委員として資料11記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、了承され、令和元年9月30日付けで委員会の議決としたことが報告された。

これに関し、事務局から、資料11記載のとおり、司法試験予備試験考査委員に推薦された者が同年10月9日付けで法務大臣から任命されたことが報告された。
 - 令和元年司法試験予備試験考査委員として、資料12記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

- (3) 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
 - 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として、資料13記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

- (4) 司法試験考査委員候補者選定等部会委員の選任について（協議）
 - 司法試験考査委員候補者選定等部会委員として、資料14記載の者を選任することが決定された。

- (5) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
 - 司法試験法第7条に基づく令和2年司法試験及び司法試験予備試験の期日及び試験地等の公告は、資料15及び資料16のとおり行うこととされた。

- (6) 令和元年9月11日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
 - 幹事からの報告内容

令和元年7月3日開催の司法試験委員会において設置が決定された幹事による第2

回幹事会が、幹事全員の出席により、同年9月11日に開催されたので報告する。

幹事会の冒頭、同年7月29日開催の司法試験委員会において、第1回幹事会の議事概要について報告が行われた旨の説明が行われ、引き続いて協議に入った。

その後、その日の幹事会の目標を①検討対象となる司法試験の実施時期の候補の整理と②実施時期を検討するに際しての考慮要素の整理の2点とすることとした。

そして、まず、①の実施時期の候補については、第三者の意見やアンケート結果等として各幹事が把握しているものがあれば、これを紹介して共有することにより、候補として考えられる実施時期を広く把握することとした。

まず、法科大学院協会が実施した司法試験の実施時期に関するアンケートの内容が紹介された。

このアンケートは、本年4月10日から5月30日の間に、法科大学院協会の48の会員校を対象にして実施し、そのうち42校からの回答を得たもので、法科大学院協会において、考えられる実施時期の候補として取りまとめた二つの案、すなわち、一つは「3年の可能な限り遅い時期（法科大学院の授業が概ね終了してからの試験実施とする）」、もう一つは「3年の夏休み期間中」という二つの実施時期案について、それぞれのメリット・デメリットを尋ねたものである。

同アンケートに関する質疑・検討がなされるとともに、今回の改正法案に係る国会審議の過程において、新しい司法試験の実施時期について問われた際、「最終的には司法試験委員会の決定事項であり、現時点で方針は決定していないが、法案の立案を担当する立場としては、一つの選択肢として、現状の5月実施を後倒しして、夏頃の実施とすることを想定している」旨の答弁を法務省がしていることの紹介もされた。司法試験の実施時期に関して、「夏休み期間中」「夏頃」という幅のある言葉について、幹事の認識の共有がなされ、「夏休み期間中」とは、7月中旬頃から8月末頃までを念頭においたものであるが、9月を排除するものではないこと、夏頃とは、7月及び8月を中心としてその前後を含むものとされた。

続けて、実施時期に関し、法科大学院協会理事長宛てに、「5月」や「10月又は11月」という案も検討するのが望ましいとする要望があったことが紹介された。

また、日弁連の委員会である法科大学院センターにおいては12月末実施という案もある旨の紹介も行われた。

以上の結果、検討対象となる司法試験の実施時期の候補は、「5月」「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃」「10月又は11月」「12月末頃」「2月又は3月」の五つに整理された。

次に、②の実施時期を検討するに際しての考慮要素の検討に移り、次の点などが考慮要素として考えられるとの意見が出された。

- ・ 司法試験は、法科大学院で学んだ成果を計るものであるから、司法試験実施前に司法試験に合格するために必要な法科大学院教育を十分に行い得るか、つまりは法科大学院教育と司法試験との連携という観点が必要不可欠である
- ・ 司法試験の実施には、大学の研究者教員が多数関与しているところ、大学教員は、自身の研究活動の他にも、大学や法科大学院の入試、担当授業科目の実施と定期試験の出題・採点、修士論文・博士論文の指導及び審査、その他の入学・進学・卒業に関する一連の事務で非常に多忙であるから、大学の研究者教員の負担という観点も必要である

- ・ 同様に、司法試験問題の作成や採点に関わる裁判官、弁護士、検事といった実務家や司法研修所の教官についてもスケジュールや負担を考慮する必要があり、司法試験の採点等の負担によって、それぞれの本務がおろそかになるようなことがあってはならない

これらの観点を共有した上で、さらに、各幹事からは、概要次のような指摘がなされた。

- ・ 考査委員を務めている現場の裁判官は15名程度と承知しているが、いずれも夏季休廷期間に集中して採点を行っているのが実情であって、夏季休廷期間以外しか採点に使えないこととなると対応が極めて困難であると聞いており、もしそうなったら、採点者を増やすどころか、採点者を確保することさえ難しくなるのではないか

他方、法科大学院派遣教員としての経験から、未修者への配慮も重要であり、法科大学院教育の成果を発揮できる時期に試験を実施する視点も重要である

- ・ 司法研修所における集合修習では非常に密度の高いカリキュラムを実施しており、その時期と採点期間が重なることは司法研修所教官にとって極めて負担が大きく、採点が非常に困難であると思われることから、司法修習のスケジュールという観点も重要である
- ・ 未修者への対応は重要な問題であるが、カリキュラムで対応できる部分もあると思われるから、実施時期の検討に際して未修者の点を過度に重視するべきではなく、全体としてのバランスが大事である

採点以外にも、試験の実施には様々な事務手続等があり、それぞれに必要な期間があるはずであるから、試験の実施から発表までどれくらいの期間がかかるのか、その間にどのようなことが行われているのかといった点を踏まえる必要がある

また、先般の法改正の趣旨である、法曹を目指す者の時間的・経済的負担の軽減を達成することは非常に重要であるから、極めて限られた一部の優秀層しか在学中受験ができないような時期に試験を実施すべきではないし、いわゆる「ギャップターム」の解消を徹底しなければ改正の目的を達成できないと考えるので、法科大学院修了後直ちに司法修習を開始できる時期に試験を実施すべき

- ・ 「ギャップターム」については、在学中受験をせずに法科大学院修了後の受験を選択した者の観点も含めて考えるべきである

以上を踏まえ、最終的に、司法試験の実施時期を検討する際の主な考慮要素としては

- 1 法科大学院教育と司法試験との連携（法科大学院教育を十分に行い得る時期での実施）
- 2 司法試験の実施に関わる者の負担を踏まえた無理のない試験実施
- 3 法改正の趣旨（時間的・経済的負担の軽減）

の3点であることが確認され、検討の進捗によって新たな考慮要素が出るなどした場合には、これを踏まえて考慮要素の追加や修正を行うことで幹事の意見が一致した。

また、各幹事からは、次回以降の検討に際し、

- ・ 令和元年司法試験の実施に伴う具体的なスケジュールとその間の事務作業等
- ・ 令和元年及び短答式試験合格者数のピークの年における考査委員体制
- ・ 司法試験の合格発表から司法修習開始までの具体的なスケジュールとその間の事

務作業等

- ・ 法科大学院別の直近修了者合格率を既修と未修に分けて示したものと、予備試験合格の資格に基づく司法試験合格者の出願時における属性
- ・ 入試や定期試験等の各種行事を含めた法科大学院及び法学部の年間スケジュールを踏まえる必要性が示された。

最後に、今回は10月10日に幹事会を開催し、今回整理した五つの実施時期候補を対象に三つの考慮要素に基づいて具体的な検討を行うことを確認した。

○ 当委員会における協議の結果

上記報告を受けて協議が行われた結果、

- ・ 考慮要素に関し、3点目の法改正の趣旨（時間的・経済的負担の軽減）を突き詰めていったときに、1点目の法科大学院教育と司法試験との連携（法科大学院教育を十分に行い得る時期での実施）をどうするのかということが課題になる

示された三つの考慮要素の順番に特に意味はないと思うが、考慮すべき事柄としては、まず、法改正の趣旨があり、それを踏まえて、法科大学院と司法試験との連携がきちんとなされる時期を探り、最後に、実施に関わる者の負担を考える、という順序になるのではないか

- ・ 試験を実施する以上、採点が可能なのか、事務作業として何が必要なのか、といった試験実施上の問題点は、考慮要素として重視する必要がある
- ・ 幹事会では、これまでの実施スケジュールや採点者の負担等の具体的データに基づいて検討してもらいたい

といった意見が示された。

(7) 令和元年司法試験の結果について（報告）

- 事務局から、令和元年司法試験結果について、資料1ないし資料10に基づき報告がなされた。
- 法科大学院における成績と司法試験における成績等の関連性の検証のために必要であるとして申請のあった法科大学院に対し、同検証作業に必要となる令和元年司法試験の受験状況に関する情報を提供することが決定された。

(8) その他（報告）

- 事務局から、札幌、仙台及び埼玉の各弁護士会から司法試験委員会宛てに提出された資料17から資料19までについて報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和元年11月6日（水）に開催することが確認された。

（以上）